

第八十回国 参議院 外務委員会 會議録 第五号

昭和五十二年四月十四日(木曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

稲嶺 一郎君

木内 四郎君

田 英夫君

補欠選任

初村滝一郎君

高橋雄之助君

安永 英雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

寺本 広作君

大鷹 淑子君

亀井 久興君

戸叶 武君

伊藤 五郎君

高橋雄之助君

初村滝一郎君

久保 亘君

安永 英雄君

塩出 啓典君

立木 洋君

田淵 哲也君

外務大臣

外務次官

外務省経済局長

外務省条約局外務参事官

労働大臣官房長

労働省労働基準局安全衛生部長

鳩山威一郎君

奥田 敬和君

賀陽 治憲君

村田 良平君

石井 甲二君

山本 秀夫君

事務局側

常任委員会専門員

服部比左治君

説明員

法務省民事局参事官

外務省経済協力局外務参事官

外務省国際連合局外務参事官

大蔵大臣官房参事官

厚生省環境衛生局食品衛生課長

農林省農林経済局国際協力課長

労働省労働基準局労働管理課長

元木 伸君

三宅 和助君

村上 和夫君

渡辺 喜一君

仲村 英一君

岩淵 道生君

増田 雅一君

本日の会議に付した案件

○千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○千九百七十二年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(内閣提出)

○がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺本広作君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とし、政府から越前説明を聴取いたします。鳩山外務大臣。

○外務大臣(鳩山威一郎君) ただいま議題となりました千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国は、海上における船舶交通の安全を図るため、明治二十五年に海上衝突予防法を制定し、これを何回か改正を加え今日まで実施してきましたが、この法律は、そもそも一八八九年ワシントンで開催された国際海事会議において作成された国際規則を参考として制定され、この国際規則のその後の改正を取り入れて改正されてきたものであります。

近年に至り、船舶の大型化、レーダーの発達等に対応して、内容の新しい国際規則を作成すると同時に、この新しい国際規則を法的拘束力のあるものとすべきであるとの気運が生じ、一九七二年ロンドンにおいて政府間海事協議機関主催のもとに国際会議が開催され、わが国を含む四十六カ国が参加して審議を行った結果、同年十月二十日、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約が作成されました。この条約が実施を義務づけている規則の内容は、レーダー装備に対するレーダーの適切な使用、分離通航方式の採用等近年の海上における交通事情に対応した適切なものと考えられます。

わが国がこの条約の締結国となることは、海上における船舶の衝突を予防し、船舶交通の円滑化及び安全確保を図る上で必要なことであるのみならず、海上交通規則の統一性に寄与するという点

で、国際協調の見地からもきわめて望ましいと考えられます。また、この条約は、本年七月十五日に効力を生ずることになっており、わが国としても早期に締結国となることが望ましいものであります。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(寺本広作君) 以上をもって説明は終わりました。本件の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(寺本広作君) 次に、千九百七十二年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件及び、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件(いずれも本院先議)

以上四件を便宜一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○塩出啓典君 それでは最初に、子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件について、三お尋ねをいたしたいと思います。

この条約の発効は一九六二年一月一日で、すでに十五年を経過しておるわけであり、わが国は本年二月十日に署名をし、そしてこの案件が現在国会に出されておるわけでございますが、十五年間もこの条約に日本が参加をしようとしなかった理由は何であるのか、お伺いします。

○政府委員(村田良平君) 先生御指摘のとおり、この条約は一九五六年に採択されております。た

だ、當時はわが国の家庭裁判所におきまして、子の扶養に関する渉外的な事件というものは数が非常に少なかったわけでございます。したがって、直ちにこの条約を締結するという実質的な必要性は比較的乏しかったわけでございますが、その後、わが国の国民生活が非常に国際化をいたしまして、それに伴いまして扶養に関連いたします渉外的な事件も数が年々ふえてまいりました。したがって、最近のそのような趨勢にかんがみまして、この条約を締結する必要性が生じたというふうに考えた次第でございます。

○堀出啓典君 そうしますと、わが国の裁判所で扱うこの種の事件、すなわち、子が親に扶養義務を請求する事件で国際的なもの、そういう範囲に限った場合、大体どの程度の件数があるのか、また相手国はどの国が多いのか。

○説明員(元木伸君) お答えいたします。

扶養義務に関する問題につきましては、家事審判法所定の審判及び調停ということであらわれてまいるわけでございますけれども、それににつきまして大体渉外的な審判あるいは調停事件の数と申しますと、昭和五十年で千七百五十七件でございます。参考までに申し上げますと、四十五年で千三百一十一件、それから四十年で千八十件となっております。

このうちで特に子の扶養に係るのと思われる事件、たとえば離婚でございますけれども、そういう関係の事件を申し上げますと、昭和五十年で六百二件、昭和四十五年で四百八十三件、昭和四十年で三百七十六件と、こういうふうになっております。

また、これの当事者の国籍でございますけれども、これは裁判所の事件でございますので、必ずしも新しい統計が入り得ないわけでございますが、たとえば昭和四十七年の大阪家庭裁判所管内の渉外調停事件、これが二百四十四件ございまして、そのうち、申し立て人が日本人で相手方が韓国人というのが三十五件ございます。それから申し立て人が韓国人で相手方が日本人というのが十

九件でございます。双方とも韓国人が百五十件、双方とも米国人が一件、双方とも台湾人が三件、申し立て人が日本人で相手方が台湾人と申し立てるのが一件、申し立て人が日本人で相手方がギリシャ人が一件、申し立て人が日本人で相手方が中国人が一件、双方とも中国人が二件と、こういうふうになっております。

○堀出啓典君 そうしますと、相手国はやはり韓国が多いわけでございますか。アメリカも多いんじゃないかとわれわれ思うわけですが、いままのお話では韓国が非常に多いようなんですが、

○説明員(元木伸君) そうでございます。相手方は韓国が一番多いでございます。

○堀出啓典君 この条約を締結してどういうメリットが出てくるのか、これを御説明ください。

○政府委員(村田良平君) この条約は、子に対する扶養義務に關しまして、国際私法のルールを子の常居所地とすることを準拠法とするという各国共通のルールをつくらうという目的のものでございます。したがって、この条約を締結いたしますと、子供に対する扶養義務に関する事件がその法廷地によって、たとえば親の本国法が適用されたたり子の常居所地の法律が適用されたたりというふうな異なった基準といえますが、ばらついた基準で処理されるというようないふ合理的な基準でございまして、また、子の扶養の問題と申しますのは、その子供の人權という見地から見まして、その子供が現に住んでおります地域の社会的あるいは経済的な状態、それから社会保障その他の公的扶助制度を含めましてそういった社会経済的な背景とも非常に密接な関連を有するというふうなふうに思われますので、子供の常居所地をその準拠法とするということが最も子のためになるのではないかとこのように判断する次第でございます。

○堀出啓典君 ちょっとお尋ねいたしますが、これは非常に幼稚な質問かもしれませんが、いわゆる日本の裁判の場合、たとえば相手方の所屬する地域の裁判所に告訴すると、そういう原則があるんじゃないかと思うんですが、こういう国際的な事件の場合はどうなるのか。たとえば息子がいま日本におる、親はアメリカにいる、その親に対していろいろなことを請求する民事訴訟を起す場合に、日本の裁判所へ出すことができるのか、その点はどうかです。

○政府委員(村田良平君) ただいま先生御指摘のような例でございますと、子供が日本におりまして父親がアメリカにいるという場合に、その子供あるいは子供の母親も日本におることも多いかと思ひますが、その子供がみずから、あるいはその母親等が代理人となりましてその父親に対して扶養の請求をするという訴えをわが国の家庭裁判所に起こすということになるわけでございます。そのときにわが国の家庭裁判所がいかなる法律を適用するかというのがまさにこの条約の定めておるところでございます。

○堀出啓典君 そうしますと、日本国の裁判所が判決を下した場合、相手方は外国にいる場合、どうやって義務を判決どおり履行させることができるのか、その根拠はどこにあるのか、これをお伺いいたします。

○説明員(元木伸君) これは大体先進国におきましての手続法の問題ということになるわけでございます。たとえばわが国におきましては民事訴訟法の二百条といたうのがございまして、外国の判決を原則として承認するということでございます。その上でわが国で執行するということになっております。先進国でも大体それと同じような規定がございまして、たとえばドイツ民法法でございますと七百二十二条とか三百二十八条というのがございます。

ますし、オーストリア法では七百七十九条から八十二条までというようなことで、外国の判決が執行できると、こういうふうになっております。

○堀出啓典君 いまさっきのお話では、非常に韓国に対するものが多いというお話でございますが、たとえば親が韓国にいる場合、子供あるいは子供の母親が日本の裁判所にその問題を持ち出すと、その場合は日本の法律に従って裁判が行われる。したがって、いわゆる慰謝料の額にしても日本における金額と韓国における金額では現段階においてはかなり差があるんじゃないかと思ひますが、そういう点は確かに子供にとつては有利になるわけですが、しかし、その判決がそのとおり行われないうちにもならないわけでありまして、韓国の場合はどうなるんでしょうか。

○説明員(元木伸君) 韓国の場合、実ははっきりしたことはまだ入手しておりませんが、大体日本の民法と同じような規定があるのではないかと想像いたしております。したがって、執行ができるということになるんじゃないかと思ひますけれども、生活水準等の問題から考えまして事実上執行ができないという結果に終わるということはいろいろあるかと存じます。ただ、これは民事訴訟一般に言えることでございます。あくまで個人財産がいわば担保の対象になるということになってまいりますと、どうしても判決は出ても執行できないという結果が出てくることは、これはいささかやむを得ないということになるかと存じます。

○堀出啓典君 私が聞いていた範囲では、ヘーグ国際私法會議で作成された条約の中で、子に対する扶養義務に関する裁判の承認及び執行に関する条約というものがあつたに聞いております。これはすでに発効しておるわけですが、私はこの条約がいま問題になっておるようなことに關するものではないかと思ひますが、その条約の内容はどうかと思ひます。それと、日本はいまだ加盟をしていないように聞いておるわ

けであります、なぜ加盟をしないのか。これは速やかに加盟をする必要があるんじゃないか。このいま提案されているものと、いま申し上げました子に対する扶養義務に関する裁判の承認及び執行に関する条約とは一つの対になっておるのではないかと、こういうような感じがするわけですが、その点はどうかでしようか。

○説明員(元木伸吾) お答えいたします。

実は、一見いたしますと裁判の承認及び執行に関する条約と子の扶養義務に関する準拠法条約とはセットになっているのではないかと、いうふうに考えられるわけでございますけれども、まず子の扶養義務に関する準拠法条約は、いわば裁判の内容と申しますか、実体的な規定でございます。それに対して承認執行の条約は、これは手続的な条約であるということでございます。手続と内容というところで分離して考えることが可能であるということがまず第一でございます。

それから現在、承認執行条約でございますけれども、これはたとえ先ほども申し上げましたように、わが国では民法の二百条とか五百四十四条、五百五十五条で十分賄えるということが実情でございます。それから外国におきまして、これも先ほど申し上げましたように同様の規定があります。したがって、直ちにこれを批准いたさなくてもそれほど困らないという状況があるわけでございます。

それともう一つは、現在私どもの法務省の方で強制執行法の全面改正作業を行っております、これが全部で上がりますといままでの強制執行と全然違った体系のもとに強制執行が行われるということとなりますので、むしろ、もし批准をすれば、それにつきまして国内法をつくることとした方が非常に効果的なんじゃないかと、こういうふうに考えております。

○堀出啓典君 よくわかりませんが、これは外務大臣にお願いをしておきたいわけでありま

すが、やはり非常にいろいろな問題が国際的な問題になってくる。われわれもそういう点で非常に国が違ふと日本の考え方とはまた違ふわけで、最近も国会において北方領土の問題とか竹島の問題、こういうことで国際司法裁判所に提起したらどうかという、それも向こうが応訴しなければならぬ、日本では成り立たない、こういう問題、あるいはまた、日本ではいろいろ事件を起こしてもアメリカへ行つてしまえばもう日本のいろいろな検察庁の調査の及ばない。ロッキード事件のときにはああい

う特別な司法共助をしてやつたわけでありまして、そういう点で犯人引き渡し条約等も改正、あれはもうかなり長い間改正されてないわけ、改正するやのような動きもあるように聞いておるわけでありまして、いづれにしても非常に国際化を迎えてそういう国際間のいろいろな法律関係の連係性を持たせるようにわが国としても努力すべきじゃないかと。先ほど申しました子に対する扶養義務に関する裁判の承認及び執行に関する条約等につきましても、ただ日本が困らないから入らないというのではなしに、世界が一つの法体系のもとに統一できるように、そういう方向にやはり努力をすべきではないかと、これは一般的な抽象的な質問であります、この質問の最後にお尋ねをしておきます。

○国務大臣(鳩山威一郎君) ただいま堀出委員のおっしゃいましたこと、まことに私も同感でございます。国際問題が、大変わが国民といたしましても、非常に生活の分野におきまして国際問題が占める比重というのはふえつつあるわけでございますから、法律的な部分、私法関係におきましても国際的の共通なルールが確立されることが望ましいことは申すまでもないことでございます。ただいま御指摘の執行面に関する条約につきましてもこれら鋭意検討いたしまして、わが日本国民としての法律的な保護というものに、保護を厚くする方向で今後とも一層の努力をいたしたいと、こう思います。

○堀出啓典君 これはちよつと関連してあれでござ

いますが、いわゆる外国との犯人引き渡し条約というのは、いまアメリカとだけしかなく、聞いておるわけでありまして、これを改正するといふのは、大体そういう話し合いは外務省としては進んでおるのか、大体いつごろにこれが締結の方向にいくのか、このあたりの見通し等があればちよつと、これは関連しての質問でございます。

○政府委員(村田良平君) この条約は明治十九年に締結された非常に古い条約でございます。最近の新しい国際犯罪の増加というふうな背景では十分でないということで、日米兩國それぞれがこの条約を改定することが望ましいということに意見が一致したわけでございます。

そこで、本年の二月二十八日から三月四日まで、アメリカ側の代表団がわが国に参りまして、外務省において第一回の交渉を行ったわけでございます。その意見交換を踏まえまして兩國が現在それぞれ内部でさらに検討を進めておるところでございます。第二回の交渉がいつごろかということとはまだ決まっております。また、交渉をいつごろまでにまとめるかということについても、はっきりめどが立つておるわけではございませんけれども、重要な問題でございますので、できる限り速やかにこの交渉をまとめるように努力をいたしたいと思つておる次第でございます。

○堀出啓典君 次に、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約の問題についてお尋ねいたします。この条約におけるがん原性物質、がん原性因子とはどういうものか、この条約ではどういうものが該当するといふことは決められていないわけでありまして。各加盟国の判断に任せられるようになつておるわけでありまして、私たちはこういうものは国際的に統一をすべきではないか。やはり人間は、アメリカ人も日本人もみんな同じですから、がんになる者はアメリカ人ががんになつても日本人ががんにならないなどということはないわけですから、こういうものは当然統一すべきものでは

ではないかとわれわれは考えるわけでありまして、その点はどうかでしようか。

○説明員(村上和夫君) がんの原性物質とは、体内に摂取された場合にがんを誘発する作用を持つた化学物質を申すわけでございます。すなわち、いろいろの症例の報告であるとか疫学調査等の結果、人体に対してがんを誘発すると認められたような化学物質、及び研究用の動物に投与することによりまして、高頻度にがんを発生せしめると認められるような化学物質の総称をがんの原性物質といふふうに解しております。

また、がんの原性因子と申しますのは、同様にがんを誘発いたします作用を持つ電離放射線等の物理的な作用を申すわけでございます。

なお、ちなみにわが国におきましては、たとえばベンジジン、ベーターナフチルアミン、塩化ビニール等の二十五の物質につきまして、労働安全衛生法に基づいた措置がとられておるわけでございます。

それから、後段の御設問のがんの原性物質及びがんの原性因子の決定が各国別であるということについての御質問でございますが、これはがんの原性物質とがんの原性因子の問題につきましましては、まだ十分に知られていない部分がたくさんございまして、職業がんは各国が対応する場合にも、一つは医学的に各国におきましていろいろの知識、それに対応する対処方針が進んでいるというふうな事情もございまして、むしろ弾力的に措置する方がよいといふことによりまして、この条約におきまして、いままの物質、因子について決定をしていないわけでございます。

○堀出啓典君 わが国では、先ほどのお話では、二十五種類のものをがん原性物質として決めていたとの御答弁であります、私たちはほかにもたくさんあるんじゃないかと、最近ではサッカリンなんか問題になつておるわけでありまして、それを現在二十五種類のうち禁止しているのは五種類だけである、こういうお話であります、わが国ではいかなる方法によつてこれを決めたのか、

と思います。

それから厚生省の方に、ちょっとここで関連をいたしまして、サッカリンの問題ですね、これは大体厚生省としてはどう考えているのか。いま申しましたように発がん性があるとしてかなり揺れ動いてきたわけでありまして、最近カナダの情報からサッカリンの使用を禁止すべきだという声も非常に強いわけでありまして、厚生省はどういう見解をお持ちなのか。また、その根拠についてこの際お尋ねしておきます。

○説明員(仲村英一君) お答えいたします。

ただいまお話にもございましたように、諸外国の実験データというのは非常に早く情報として流れてまいりますし、アメリカ、カナダではサッカリンに關しましては三月九日、アメリカのFDAが禁止の規制をするという動きを発表いたしましたところでございますが、私もそのようにして、カナダ、アメリカがこういう規制をとるに至った経過、あるいは規制の具体的内容、さらには実験データ等入手いたしました詳細に検討する必要がありますという態度でおるわけでございまして、外務省を通じて、現在アメリカ、カナダ両国から所要のデータを取り寄せるように照会しておるところでございます。

現在私もサッカリンについて添加物の自主規制を行っております根拠は、私どもの国立衛生試験所の実験データに基づいて、安全であるという観点から、国際的な数量まで規制を加えておるといふようなのが現状でございます。

○塩出啓典君 私たちは先ほど申しましたように危うきものは使わないと、こういう方針でいくべきだと思ひます。それは現実にはサッカリンを使わなくなると困る業界もあるわけで、そういうような業界の圧力もあると思うんですが、その点厚生省はそういうものに振り回されないで、やっぱり一番大事な国民の健康を守る立場で処理していただきたい。これは労働省の場合も同じではないかと思うわけですが、この点を労働省、厚生省に強く要望しておきたいと思ひます。

す。

それから最後に、がん原性物質の中で、いわゆる管理——禁止の場合はこれはいいわけですが、でも、禁止になっても、禁止になる前にそういうところで作業をしていた人もいると思うのです。さらには許可や管理された、そういう状況の中で作業をする人もいると思うわけでありまして、そういう方が、やはり長年追跡をして、そういうデータの積み重ねが一つの長い期間にわたってがん原性物質であるかどうかを判断していくデータにもなるし、また、そういう方は特に用心をしていかなければならないのではないかと思うわけでありまして、こういうがん原性物質を扱う職場で働いている労働者の管理あるいは健康の追跡、こういうものはちゃんとできておるのでしょうか。

○政府委員(山本秀夫君) 現に職場におられる方につきましては、あるいはまた新規採用される方につきましても、健康診断をやりまして、それから定期的にもまた厳重な特別な項目についての健康診断が励行されておるわけであります。それから、そのがん原物質の取り扱い、製造現場からほかの現場に移ったというふうな方につきましても健康診断をずっと続けてやるようにということに義務づけております。その実施状態は比較的良好であります。

それから、その事業所を退職してしまつたというふうな方につきましては、一定の条件はございますが、国から健康管理手帳というふうなものを交付をいたしまして、無料で健康診断をして差し上げるというシステムはできております。まあ条約にもこの趣意は載っておりますが、わが国ではかなり制度が充実しておるといふふうに自負しております。

○塩出啓典君 最後に、やはりできるだけわれわれは代替物質を早く開発をして、そういう危ないものはもう使わなくて済むようにしていかなければいけないと思うのでありますが、こういう代替物質の研究等はどうなつておるのか。これを最後にお伺いいたします。

○政府委員(山本秀夫君) 世の中にたくさん種類の物質というのがあるわけでありまして。しかしながら、そのものずばりという代替物質がなかなかあるわけではございません。研究は促進しなければならぬことは事実でございますが、しかし、危ないものは、禁止されるような種類のものは、やはりどうしても代替物質を開発しなきゃならぬというふうなことで、われわれの方では強くそれぞれの向き向きの業界に対して指導をしておるわけでございまして。業界はそれ自身の問題でございますので、かなりわれわれの趣旨をよく理解していただきまして、研究をそれぞれ進めておるといふことでございまして。

○立木洋君 ILO百三十九号を批准するについで、国内法としての要件を満たしたということに批准する点については、これはきわめて結構な点ですけれども、いまお話があつたように、これから徐々になつていふことが、こういう公式の場でも部長さんから公然と言われるぐらい、国内的な実情、いわゆる労働者のそういう健康管理、つまり職業がん防止という面から見ると、実情上、実際上はいろいろ問題があるのではないかと、いふようなことを感じるわけです。その点で、労働省として職業がんの防止に關する基本的な態度ということを、まず最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山本秀夫君) 労働省としましては、職業がんは最も重要な職業性疾患であるという認識をしております。がん原性物質が先ほど申し上げましたとおり、世界的にも非常に早めの手を打つという先手行政を展開しておるところでございます。ただ、いまサッカリンでもお話がございましたように、研究領域につきましてもお話をさし立ておいておる分野がございますから、これにつきましても十分な整備をし、研究費も十分に取れるだけ差し上げることにしまして研究を推進し、それに基づいてよりきめ細かい対策を実施をしたいということでございます。なお、すでに規制をしておりますものにつきましては事業場の

監督につきましても、最重点をいたしましてエネルギッシュな監督指導を実施しておるといふところでございまして。

○立木洋君 お話で、先手行政というふうにおっしゃつたんですが、職業がんの問題に關しては過去において六価クロムそれから塩ビモノマー、これです実上死者、病人が出てから、非常にそれが大きな問題になつてからいろいろ対策が立てられるというふうな、過去にはそういう苦い問題もあったと思うんですが、こういう問題を再び起こさないためにどういふふうなこの問題からの教訓を引き出し、対策を立てられたのか、その点についてお伺いしておきます。

○政府委員(山本秀夫君) まず、各国情報を速やかに入手するというシステムづくりが必要であるということと、その予算の充実に關してこれを評価するシステムの充実が必要であるということと、先ほど申し上げました職業がん対策専門家会議というものをできるだけ頻回に開きまして、情報を先方に御検討をいただくということにしておりまして、それから研究領域におきましても、情報に基づいてそれが本当かどうかということの確認行為をやはりしていただく必要があるということと、産業医学総合研究所というのが労働省の付属機関でございますが、その研究費も充実するということにしております。

なお、動物実験と実際に人間に起こるであろう、起こるということが確実な点と、この間にはかなりの開きがございます。したがって、動物実験で出たからといって直ちにそれが人間のがんになるんだということにはなりません。しかし、動物実験でかなりの頻度で発生するやうな種類の化学物質につきましても、人間にもかなりの害があるであろうという想定のもとに、やはり規制をすべきかどうかということとをわれわれは行政的に判断し、要するものは規制をしてまいるといふこととしておるわけでございます。

○立木洋君 いまおっしゃつたことはそれぞれ

れなりに必要なことだと思ふんですが、労働省としてはこの職業がんの問題についての研究がどこで行われているのか、それについての予算はどれくらいになっておるのか、それをちょっと述べていただきたい。

○政府委員(山本秀夫君) がんの研究は非常に各方面の国立大学あるいは国立試験研究機関において盛んに行われているところでございますが、職業がんにつきましては研究とていいますのは本当に、最近始められたというわけでございまして、非常に関係する方々の数は少ないという現状でございます。しかしながら、職業がんといひましても、職業性に暴露をされて起こるというものでありまして、がんが起つてしまつた後からのものはそれは普通のがんとは何ら変わりはないということでございますので、診断であるとかあるいは治療であるとかいふような領域は、これはほかの研究所あるいは施設で行われたものがそのまま使える。しかし、この労働者暴露とその起こつたがんといふものとの関連につきましての研究が実は疫学的調査その他大分なわけでございます。そういった領域についての研究を進めなきゃならぬということ、先ほど申し上げました労働省の産業医学総合研究所におきましては疫学調査部というのをこし発足させまして、たとえば鉄鋼業のある職場におきまして、たまたま鉄鋼業の疫学的研究であるとか、それからある種の化学物質の生体と与える発がん性といふものの研究を大いに推進しようということで予算を請求いたしましたところ、御理解いただきましてかなりの額の予算をいただきました。申し上げますと、およそ五億四千万円程度をしようだいをすることとなっております。

○立木洋君 いま言われた産業医学総合研究所で五億四千万円というのは、これは全部職業がんに関する研究の費用ですか。

○政府委員(山本秀夫君) 失礼しました。いまのは研究という領域での全体の費用でございます。その中で産業医学総合研究所でみずからお使いに

なれる金額というのは約三千五百万円ということでございます。

○立木洋君 労働省の労働衛生研究所でやっている職業がんの実験的研究や職業がんの疫学的研究の予算はどのようになっておりますか。

○政府委員(山本秀夫君) ただいま申し上げました金額がその産業医学総合研究所みずからがお使いになる金額でございます。

○立木洋君 含まれているわけですね。

○立木洋君 これは私は非常に少ないと思ふんですが、この予算は、文部省の方にお尋ねしまして、この化学研究費の補助金の配分について、これは五十一年度でついても、これを見せたいでございますと、がんの特別研究についての予算の合計が十二億八千九百四十万円です。労働省ではこれは産業医学総合研究所全体で五億四千万円。そのうち職業がんについては三千五百万円。一方ではがんの特別研究については十二億九千万円、職業がんについては三千五百万円。これは大変な私は聞きがあると思ふんです。職業がんの過去の失敗例といふのは、さつき六価クロムの問題等々私は述べたんですけれども、これはまさに研究費がきつめて少ないということが研究者の中、専門家の中でも言われていることです。先ほどいみじくも徐々にと言われたことがここにも、私は予算の中にも出てくるんじゃないかと思ふんですけれども、こういう問題についてはやはり本当にこういう職業がん、これは労働者の最も重要な健康上の問題としてこれを防止するためにやらなきゃならない。文部省で出されているあれというのは、結局主に病理学や治療のための研究です。それを防止するという観点から言うならば、病気が起つてからどうするかではなくて、起る前にどうするか、特に労働者の場合にはその点が私はきつめて重要だと思ふんですが、この点についてはどういふうにお考えですか。

○政府委員(山本秀夫君) 御指摘のように、防止するといふ観点からすれば、化学物質をはつきり

決定し規制し監督しということでございます。この決定する際にやはり研究が必要である。研究費はほとんどできるだけとつてその方面に研究をお願いするといふことは基本方針としてとつてまいりたいと思つております。

○立木洋君 ですからこの面、事実上費用の問題、予算の問題から私には十分に検討して、そういう前に申しました六価クロムや塩ビモノマーみたいな、実際に死者が出て病人が出て、さあ大変だといふことになってからどうするかではなくて、やはり事前になんか問題が起らないように、これは研究の体制といふことも労働省としてはきつめて重視してやっていたきたいといふことを特に要求したいわけですが、その点はよろしいですか。

○政府委員(山本秀夫君) 重視をして充実に努めてまいりたいと思つております。

○立木洋君 ですから、徐々になどとおっしゃらないで、ひとつ全力を尽くしてやるんだという決意を持っていただかないと、大臣にもよく言つておいていただかないと思ひます。

○政府委員(山本秀夫君) 急速に充実にまいり予定でございます。

○立木洋君 どうもくるくる答弁が変わるようじゃ余り信用できないということになりますから。この第四条に、いわゆる加盟国としてはがん原性物質等に関して労働者に危険をもたらす、これについての「措置に関する利用可能なすべての情報」が提供されるように措置をとる。ということが第四條で規定されておりますが、国内法ではこれはどういふふうになっておるのか、簡単に結構ですが、述べていただきたいと思います。

○政府委員(山本秀夫君) 国内法は、労働安全衛生法が次のように規定をしております。

労働者を雇入れたとき及びこのがん原性物質を取り扱うといふような作業に人をつけようとする際、その物質につきまして、有害性あるいは取り扱い方法などにつきまして、事業者が当該労働者に教育を行うということを義務づけております。

で、その際に、がん原性のこととやらんと言ふいうことになっております。

それから、そのほかにクロム酸塩とか塩化ビニール、こういうのがん原性のあるものが市販されて流通をするわけでありまして、四十八種類につきましては一定量以上それらが含まれている場合には、製造、輸入、流通に関連する人たちは、これを入れた容器に化学物質の名称であるとか、あるいは成分、人体に及ぼす作用及び取り扱い上の注意事項等を表示することを義務づけております。それがない場合には譲渡、提供を禁止しております。それがいい場合には譲渡、提供を禁止して労働者は有害性について知ることができるといふふうになっております。

なお、がん原性物質を製造、取り扱う作業場におきましては、この物質の名称、人体に及ぼす作用及び取り扱い上の注意事項といふのを職場に表示することをまた義務づけておるところでございます。

○立木洋君 いま言われた問題について、ここ数年間いろいろそれらの関係事業場を検査監督するといふことを行った場合に、それについての違反した件数といふのは最近どうなっておりますか。

○政府委員(山本秀夫君) 監督指導の結果につきましてお答えいたします。

昭和五十年のものしかございませんが、監督実施事業場は、これはがんだけではございませんが、ほかの有害物たくさんございまして、それらを含めまして十六万件ほど事業場を監督し、その中で特別教育をやらないう違反が三千四百ほどございます。それから、表示につきましては違反といふものも百十五件ほど発見されております。

○立木洋君 労働省の方からいただいたあれによりますと、昭和四十八年は十九万八千六百三十三件監督を実施した。それについて教育、つまり五十九條に違反したのは八百九十九件、六十六條の健康診断に違反したのは一万八千六百五十二件。四十九年では十八万九百三十六件監督した中で、教

育の面で違反が二千三百八十四件、六十六条健康診断の違反で一万八千四百二十二件。五十年では十六万五千四百八十三件監督実施して、表示違反が百十五件、それから教育違反が三千四百六十八件、六十六条健康診断に関するものが一万九千二百二十件。この三年間のデータを見ると、だんだん違反の件数が多くなっているというふうになっているんですが、この点の実態についてはどういふふうに考えておられますか。

○政府委員(山本秀夫君) 安全衛生教育というのは、労働安全衛生法は昭和四十七年にできましたが、非常に重要であるということで、それまで余り取り上げられていなかったんですが、四十八年過ぎましてから非常に周知も図られたということで、特段に監督の重点として取り上げ始めたのであります。そこで次第にこういった数がふえつつあるということでございます。しかし、こういった違反がまだまだたくさんあるということにつきましては好ましくない事態でございますので、これは引き続き監督の重点項目として取り上げまして、実施の促進を図るというふうな方針でございます。

○立木洋君 いま言われた点、どうしてこういうふうな件数がふえているかという点です。ですから結局、たとえば中小企業なんかの場合にいろいろ表示するにしても、健康診断等々の問題についても、教育するにしても、なかなか中小企業としては十分にやれないというふうな問題なんかも私はあると思うんです。これはやはり国としてそういうものがきちんと監督されなければならぬし、また、職業がんだと言っても町のお医者さんだけに、失礼かもしれませんが、ちよつと見ただけでは職業上から起こったかというふうにはなかなかわかりにくいという実態なんかもあると思うんですが、こういうふうな問題点なんかもよく対策を立てておかないと、やはり実際上にはしり抜けで、事実上は違反というのをごでも起こってしまうということになると思うのですが、この点なんかの対策についてはどうですか。

○政府委員(山本秀夫君) 教育は先ほど申したような手段で講じておるわけでありまして、特に健康診断、あるいはまた、教育の実施の実態というふうなことになると思います、中小零細企業はなかなかむずかしいという点もあるわけです。

そこで、われわれの方では監督官が行ったときに催促をするわけでありまして、具体的にやはり教育をしようと思つても適当な講師陣がないというふうなことも一つあるかと思ひます。そこで、安全衛生コンサルタントというふうな制度が安全衛生法でできておりますから、そういった方々を紹介するというふうなことも考え、また、健康診断も特別な健康診断が必要で、特に特別というのはいかかと言へば、やはり職場での暴露の関係を知っている先生方、そういった知識のある先生方が必要であります。それは安全衛生法でも産業医というシステムが一つございますけれども、いまの労働衛生コンサルタントの中にも保健系のコンサルタントというふうなものがございます。そして、そういった方々につきましては労働大臣がテストをした上で登録しておるわけでございますから、かなり知識をお持ちの方もある、そういった方々に、特に医師の方には健康診断をお願いするということに指導しておるわけでありまして、尋ねたいのですが、第一線で従事している監督官というのは日本でもどれくらいいるのですか。

○政府委員(山本秀夫君) 細かい数字はよくわかりませんが、現在監督官の総数が三千五百人ほどであったかと思ひます。その中で、私も監督官というふうなことになるのでありますので、現実第一線監督官におられる監督官の数は二千余人というふうな推定いたしております。

○立木洋君 じゃ、監督対象の事業所というのは、全国でどれくらいありますか。

○政府委員(山本秀夫君) 全適用事業場数が約二百八十万件と見ております。しかしその中で、特にいまこういう有害危険な職場を重点として監督指導しておりますが、その数は、先生お持ちの

資料の十六万何かしというものの何掛けかということであると私は理解しております。

もう一度追加をいたします。この十六万五千の約八割程度がやはり危険有害業務の場所であるというところであります。

○立木洋君 重点的に特に監督を必要とするということについてはよくわかるんですが、しかし、事実上監督対象の事業所というのは二百八十万、三百万近くある。実際に重点的に監督するところでないところでも、事実上起こる可能性というのは全く皆無ではないわけであつて、それで第一線で作業している人、監督官というのが二千、それしたら一人で見える事業所の件数というのは何百件となるわけですね、二百八十万全体を対象にすれば、あるいは十六万を対象にしてもこれは膨大な数になると思ふんです。監督官の方のお話を聞きますと、実際に行つて、手袋をはめるぐらいで、マスクするぐらいで、入つていって実際にそれを十分に点検する、まあ何といひますか、監督官御自身がおつしやるんですが、その専門的な知識と本職はなかなかむずかしいと。ちよつとやそれと本職を兼ねる機械すら十分でない。まあ検査に行つたといつても、その事業所で、東大出なんかしやれば、大体それで報告書を書いてしまふ。実際の監督官としての機能を果たしているのかどうなのかという疑問まで監督官の方なんかから出されておるわけですね。実際にそれだけ膨大な事業所を監督しなければならぬ、それに監督官の人数が少ない、またそれについての機械もほとんど十分でない、そういう状態の中で、本当に先ほど言われた、速やかに云々なんというところを言われても、やはり私は徐々になつていこうと本音ではないかというふうに思ふんですが、こういう問題点というのは私はきわめて重大だと思ふんです。これは予算の問題とも関連しておりますけれども、この点についてはどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(山本秀夫君) やはり監督官も自信を持っていただくということが大事なことでございますので、一昨年から非常に労働衛生あるいはこの職業病対策、こういったことにつきまして、中央研修及び地方で行われます研修の充実を期しております。特にことしからは充実されてまいりたいと思ひます。

それからその次に、器械設備がないということとは確かに一つあります。そこで、これもまたおとしあたりから非常に重視をいたしまして、できるだけ各監督署に至るまで、必要な機器の整備を図るということを計画的にやつてきております。それから、人数が足らぬということも御指摘のとおりであります。毎年、この定員削減の時代ではございますが、非常にそれぞれの方々に御理解をいただきまして、少なくとも監督官を減らすということのないように努力をして、漸次その数がふえてきつたというところでございます。

○立木洋君 この点では、先ほど言つた予算の問題、これはもう大臣にも言つていただきたし、それから監督官の大幅増員ですね、それから事実上労働者のいわゆる職業がんに関する問題、これの防止の対策が十分にできるうちに、これはILO百三十九号を事実上批准して、しかし実際としてはほとんど役に立っていないということであるならば、これは国会でこれを批准しても実際には意味ないということにも等しくなつてしまふわけですから、事実上それが保護できる体制というのが私はきわめて重要だというふうに思ひますので、その点は特に強く要望しておきたいと思ふんです。

それで一点、現在私ちよつと秩父のあれで、埼玉におるのですが、昭和電工がかつて六価クロムを使用しておつた時期が二十三年ごろまでであるんですけれども、ここで労災で認定されている人は四十五名いるわけです。ところが、この工場で働いておつた労働者で六価クロムの患者がほかにいるというふうなことが問題になつてきたわけですよ。しかし、これらの人たちというのは、労災法

が施行前に退社しておるといふことから、なかなか認定が受けられないという点がある、その点について聞いてみますと、鼻中隔せん孔患者が二十名、嗅覚脱失患者が十六名、嗅覚減退患者が二十名、症状が重複した人もいますけれども、こういう人々が事実上認定を受けていない。またすでに死亡した人もあるというふうな状態が先日秩父の事情でわかったわけですが、こういう問題については何らかの方法でやはり救済すべきではないだろうかというふうに思ふんですね。ですからこの点について、法の前には平等であるという観点も十分お考えいただいて、労働省としても追跡調査をやつていただきたいし、会社としても追跡調査をやるように指導して、この問題についての何らかの救済の処置を検討していただきたいということをお願いしたいんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(山本秀夫君) 所管の労災管理課長が見えてきますので、説明をさせていただきます。
○説明員(増田雅一君) ただいまの労災保険法施行前のクロム中毒患者の補償につきましては、結論から申し上げますと、現行労災保険法のたてまえでは補償が不可能だと思います。と申しますのは、労災保険法は御承知のように昭和二十二年にできた法律でございますが、その前身といふべきものは労働者災害扶助責任保険法でございます。その労働者災害扶助責任保険法は、このような工場労働者あるいは鉱山における労働者という方々のそういう災害補償を引き継ぐというふうな形で、その方は健康保険法で引き継いでおりまして、そういうふうな戦前の工場におけるクロム中毒者の補償というものは、現行労災保険法では法律のたてまえ上できないというふうな形になっております。

そこでなお、先生の御指摘のような何らかの措置ができないかという点につきましては、これも新しい立法でもするほかないかと思ひますけれども、その立法も、財源の問題とかあるいはほかの

同種のこういうような業務上の災害者ばかりでなく、たとえば空襲で亡くなった方とか、けがをされた方とかというふうな方々との均衡問題とかいうふうなことからいまして、非常に困難ではないかというふうに考えるわけでございます。
○立木洋君 法律のたてまえから言えどもいまだにやたらと空襲で亡くなった方とか、けがをされた方とかいうふうな方々との均衡問題とかいうふうなことからいまして、非常に困難ではないかというふうに考えるわけでございます。

○立木洋君 法律のたてまえから言えどもいまだにやたらと空襲で亡くなった方とか、けがをされた方とかいうふうな方々との均衡問題とかいうふうなことからいまして、非常に困難ではないかというふうに考えるわけでございます。
○立木洋君 法律のたてまえから言えどもいまだにやたらと空襲で亡くなった方とか、けがをされた方とかいうふうな方々との均衡問題とかいうふうなことからいまして、非常に困難ではないかというふうに考えるわけでございます。
○立木洋君 法律のたてまえから言えどもいまだにやたらと空襲で亡くなった方とか、けがをされた方とかいうふうな方々との均衡問題とかいうふうなことからいまして、非常に困難ではないかというふうに考えるわけでございます。

○説明員(増田雅一君) 戦前のクロム中毒患者の方でも、現に療養中の方でございましたならば、私もその療養の費用を見るような特別保護措置という措置を保障施設という形で、いまの労災保

険法のたてまえでは労働福祉事業といういわばサビスの形でやっております。しかし、先生お尋ねのこの秩父の昭電の工場のクロム中毒患者につきましては、いわば病気が治つてしまった後の障害補償の問題だけというふうに私も承知しておりますわけですが、そういう方々につきましても、残念ながら先ほど申しましたように救済の方法がございせんし、また、私どももいたしましてもちよつと検討の余地がないのではなからうかというふうに考えるわけでございます。

○立木洋君 これはもう病気が治つたという状態ではない人たちがいるわけですから、その点はもつと調査していただきたいと思います。そして、御検討いただければ私にはありがたいと思ふんですけれども、その点は私たちが調べた内容もあつたいて、そういう救済の措置があるかどうかという点も御検討願いたいということを重ねて要望して、この点についての質問は終わります。

それで、税関における物品の評価に関する条約の改正の問題ですが、この点については、税関における評価の定義を統一するというふうなことがあるいは貿易の自由化をより促進する上での内容として合理的な側面があるというふうに一般的には見られる内容のものであると思ふんですが、しかし、いまの貿易全体の状況から見て、現在の貿易というのはどうあらなければならないのかという基本的な問題は私は考える必要がある状況に今日まては、貿易問題については真剣に考える必要があるだろうというふうに思ふんですね。

一九三〇年当時、不況に対処するということがら、いわゆる各国で自国の産業を保護する、高い関税、あるいは為替制度、あるいは輸出入の制限制度等々が実施された。しかし戦後の状態を見ま

すと、主要貿易国の中で、そうではなくて貿易の自由化を促進するということになって、ガットが一九四八年、関連するこれらの条約が一九五〇年に効力を発して、いまは貿易の自由化の促進ということとずつとやられてきているわけですが、いまでもこの自由であるいは多角的、無差別的な国際貿易のルールとしての現在の自由貿易体制というものをもう一遍考え直してみなければならぬ時期にきているのではないかと、このことを非常に強く感じている、国際的にもそういう問題がいろいろ議論されていると思ふんですが、この点についての大臣のお考えをまず最初にお聞きしたいんです。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 最近の貿易の問題といたしまして、特にわが国の立場から対E.C.問題、あるいはアメリカに対してもそうでございますが、いろいろな個別的な問題が出てきておる。これら個別的な問題を通じてやはり国際的なルールというものをもう一度見直さなければならぬというふうな必要も出ておると思ふように思ひます。この点につきましては、わが国の根本的な立場といたしまして自由貿易体制を維持したいという考え方を貫いておりますが、それとともに個別問題につきましても何らかの解決を図らなければならぬ、そういう事態が起きていると思ひます。

そこで、これらの点につきまして、ガットの精神と申しますか、東京で行われましたガットの総会におきまして決められました東京ラウンドの多角的な交渉、これを何らかの結論を導き出した、現在はその生みの苦しみ過程にある状況であるというふうに思つております。特に、オイルショック後の世界各国が国際收支問題に非常に大変な問題を生じてきたものでございまして、片方におきまして国際收支の均衡回復を各国は考えなければならぬ、そういう事態に迫り込まれておりますし、その中で自由貿易体制を制度として守っていくということ、そのために個別的ないわゆる非関税障壁と言われるような問題、あるいは開発途上国との貿易問題をどういうふうにして

途上国の利益を守っていかねばならないか、これらの問題を含めましてこれからあるべき姿を探究するべき時期に来ておるといふように考えているところでございます。

○立木洋君 いまジュネーブでいわゆる東京ラウンドが進められておりますけれども、この中では、この問題に關連しての議論というのはいくつかあるんでしようか。

○政府委員(貿易局長) 東京ラウンドのことは、これは大臣からただいま御説明がございまして、三年前の東京の閣僚会議でガットの交渉が始まったわけでございまして、

ただいまの現況は、総じて一番重要な関税分野における関税の引き下げ方式につきまして、日本、EC、アメリカ等が提案を出しておるわけでございます。

それから非関税の面におきましては、非関税障壁の面におきましては、これはケネディ・ラウンドと異なりまして、今回の東京ラウンドの特色の一つでございまして、したがっていまして、かなりむずかしい分野であるというところは言えるわけでございまして、各国から主要な非関税障壁の例を提出せしめまして、いかにこれを総合的に解決していくかということのいわば前哨戦をやっておるという状況でございます。

それからもう一つ重要な問題は、セーフガードの問題でございます。セーフガードにつきましては現行ガットの第十九条の規定があることは御高承のとおりでございますけれども、これをさらに発動の国から申しますと、より効果的にたやすくセーフガードを発動できる方法はないのかという考え方と、これを乱用せられまうとやはり自由貿易に対する抵触になるという考え方が、依然として必ずしも十分にその考え方の調整が行われてないということでございます。それから低開発国に対してセーフガードの適用を免除するとか、そういう新しい要素もございまして、そういう点でこれも進んでおりますけれども、まだ最終結論を得るに至っていないわけでございます。

その他、農業の問題、これはいわばケネディ・ラウンドがこれに取り組んで容易に解決し得なかった問題でございます。その困難性は依然現在のラウンドでも継続しておるわけでございまして、これについてもかなり意欲的な検討が行われておる。それから熱帯産品につきましても、これは今次交渉の優先分野ということが検討されておられて、これはある意味で従来から成果の上がっておりまして、一つの例でございまして、すでに二回にわたりまして日本を含め先進国がオファーをしております。これは原則として一方的なオファーでございまして、相手国からの対価を求めないという原則のもとで措置でございまして、そういうことと云えると思っております。

○立木洋君 先ほど大臣がお話されましたけれども、日本の政府としては貿易の自由体制ということの維持を図りたいと、個々の問題については、南北なんかの問題でいろいろの意見については、個々的にはそれに対応できるような処置をしていきたいというお話でございまして、しかし現在の貿易のルール、自由、無差別というふうな状態で事実上先進国と開発途上国というのと同列に扱っているわけでございまして、特別の措置の問題が問題になってきておりますけれども、しかし、実際には自由、無差別の経済ルールというのをこのまま進めていくと、やはり開発途上国との経済格差というのは事実解消される見通しというのにはほぼないのではないだろうか。そういう点ではルール全体について開発途上国では公正な貿易というルールの新しい確立自体を求めておるといふような声もあるやに聞いておるわけでございまして、その点はいかがでございましょうか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 開発途上国との関係の問題でございまして、ガットの場でも東京ラウンドにおきましても、開発途上国に対する対策が非常に比重を占めておるのが最近の状況でございまして、ガットの場で南北問題が取り上げられておると、こう言っても過言でないくらい

いであらうと思っております。

いま熱帯産品のことには触れましたが、これらにつきましては日本政府としても積極的に対処しておりますが、開発途上国に対しましては、特恵的な取り扱いにつきましても議論が進むものと思っております。いずれにしても、自由な貿易体制とともに、やはり各国としては自己の存立を図るためにいろいろな緊急措置を必要とする事態が起こってまいりますので、そういう場合のやはりルールというものをもう一度はつきりいたしませんと、これが一般的な風潮になって自由貿易体制自体が壊れていくというような、そのことがまた世界経済の停滞といえますか、後退をもたらす危険があるということも留意しなきゃならないと、こう思っております。

○立木洋君 東京ラウンドでの参加国、九十五カ国ですが、このうちの大体三分の二が開発途上国だということに言われて、いま大臣言われたように南北問題というものが非常に大きな中心的な議論になっていくような様子だと。前回の第四回ナイレビ会議でコレア事務局長が述べて、非常に先進諸国と開発途上国との経済格差をなくそうということでもっとも充足したUNCTADの会議が、実際にはそれよりも今日の期限までを見てみると、事実上経済格差は縮小するどころかますます広がっている。これは貿易の体制から言っても、実際上開発途上国というのには一次産品に依存して、この十年間の輸出価格の上昇率を見ても、先進国の工業製品の輸出価格の上昇率にほとんど及ばないという低価格の上昇率になっている。それで交易の条件自身も開発途上国ではきわめて弱いというふうな問題点が基礎になって、そういう自由、無差別の貿易というルール形態ではなくて、いわゆる公正な貿易という要求が開発途上国から出てきておると思っております。

大体、戦後こういう今日の貿易の体制が確立したというのは、ガットの問題にしてもそうだけれども、大体アメリカがきわめて強大な経済力を持っておったという状態のものでつくられ、それ

によって今日まで施行してきたという状態ですから、この問題に關しては、私は、開発途上国の問題点というのをよく真剣に考えて、いわゆる貿易立国としての日本の今後の貿易のあり方ということも、深刻な事態にきて問題をどうするかではなくて、やっぱりいまの時点から日本としては先取的な政策を打ち出すぐらいのお考えを持っていた方がいいかはいんだらうと思っておりますけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 南北問題は現在国際社会におきます大きな問題でございまして、これはひとえに、ガットあるいは関税の問題のみならず、開発途上国には何よりもやはり投資が行われていくことが必要でございまして。あらゆる面で開発が促進されなければ所得の格差というものは縮まらないわけでありますので、そういう面から、農業の面におきましても、この国会にお願いをしていろいろな開発の基金をつくるというような問題、工業面におきましても、その開発が進むことによりまして発展途上国の所得水準というの上は上がっていくと思っております。そういう面を通じて、あらゆる面で国際的に取り上げていかなければならないし、恐らく五月に予定される主要国の首脳会議におきましても、この南北の問題は大きな問題として取り上げられるだろうというふうに考えて、これから積極的な努力を続けたいと、こう思っております。

○立木洋君 この問題というのは、いまの貿易ルールによつていろいろな厳しい事態が生まれておるの、南北間だけではなくて、先ほど大臣言われたように先進国間でも問題になってきています。日米間の貿易にしてもそうですし、あるいはアメリカとECとの農産物の貿易の問題についてもそうですし、アメリカ自身が実際にはテレビが入ってきてそれを何とかしてくれと。ところがこれは十九条で見ると無差別になっていて、ほかの国のテレビまで一律に制限するようなことになるから、選択制にすべきではないかというふうなことがアメリカの中でも起こってきてい

るというふうなことになるてきておりますし、これは農産物の貿易の問題についても、ECとアメリカとの間ではいろいろな長年の問題点が存在しております。ですからこの問題の解決というのは、いわゆる南北間の問題がきわめて重要であると同時に、今度先進国の首脳会議ですが、ここでもやはり先進国間で現在の貿易のルールのあり方自身が問題になるだろうと思っております。

それで、そういうことも含めてぜひお考えいただきたいということなんですけれども、先ほど南北の問題はきわめて重視してこれに積極的に対応し解決していくような努力をしたいと、これは総理も国会の冒頭の所信表明でおっしゃったし、それから大臣自身もそういう趣旨のことは繰り返して何回もお話しになっておる。ただ前回、四月三日に終了した国連貿易開発会議において、日本政府の態度に開発途上国の厳しい非難が集中したということが報道されておりますけれども、あれは一体どういうことなのかということをお尋ねしたい。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 専門的なことは政府委員からお答えさせていただきたいと思ひますが、日本が従来から、特に発展途上国に対しまして経済協力あるいは援助の面で立ちおくれをとっているというふうな目で見られていたことは確かでありまして、この面につきましては今後格段の努力をいたさなければならぬと、こう思っております。先般のUNCTADの会議におきまして、共通基金の設立につきまして打ち合わせの会議が持たれたわけでございまして、会議の最終段階におきまして成案が得られなかった。特にEC関係とアメリカとの思想統一ができなかったというところが事実であると思ひます。現在アメリカにおきましては、カーター新政権のもとになりまして、特に南北問題につきまして真剣に取り組んでいて、そこでごいまして、共通基金の設立ということにつきまして、まだ結論が出ていないというのが真実のところであらうと思ひます。日本としても、まだ検討が済んでおらなかつ

たものですから、はっきりした態度を示せなかったのは遺憾でございますけれども、おおむね、この問題は恐らく先進国首脳会議等の場におきましてまた議論されるものでございまして、この間のUNCTADの会議では態度の表明が、鮮明な態度が打ち出せなかったということでございます。

○説明員(村上和夫君) ただいまのジュネーブのUNCTADの共通基金の交渉会議で日本に対して非難が集中したということでございますが、私自身現場におりましたところでは、日本に対して非難が集中したというふうなことは全く事実無根でございます。あそこで、政府機関でない一種の私的な新聞報道の機関がございまして、それに対して西欧諸国の、たとえば米國であるとかいう國が非難された事実はございしますが、日本自身がその新聞に非難の対象として載ったことは一度もございません。

それから、UNCTADの会議そのものが先進國と開発途上國あるいは東歐國のグループ制の交渉会議でございまして、個々の國を一つ一つ出してしまつてそれを非難するとか攻撃するとかいうふうなことは通常行われないわけでございまして、グループに対していろいろの不満とか攻撃とかあるいは要求を出すというところはたくさんございまして、これは西欧先進國のBグループに対しても、あるいは東歐國のDグループに対しても開発途上國からたくさん出たわけでございまして。

○立木洋君 まあ、日本の報道では大体の新聞が大体全部そういうふうになつてゐるんですね。これはもう村上さんもごらんになつただろうと思ひます。それだけでも、帰つてきただけでどうか知りませんけれども、だけれども、Bグループの中でもそういう問題に關しては最終的にはもちろん意見が一致しなかつたということになっておりますけれども、この共通基金の問題に關しては、しかし、報道によれば、アメリカのスポークスマンは頭から共通基金に反対しないというふうに述べ、さらに交渉に積極的に対処したいというふうに述べたと、またECも首脳會議のコミュニケでは共通

基金を置くべきであるとの方針を打ち出したと、あるいはノルウェーのように、もうすでに早くから二千五百万ドルの出資を約束した國もある。大臣先ほど言われたように、日本の代表團としてはまだ十分に検討していないので、それに対する対応ができないで、基金の機能につきさらに詳細な説明をする用意を表明しただけであつたというふうな、きわめておくれた事態がそういうふうな事態をつくり出してゐるのではないかと。この問題に關しては前回、三木さんが総理の時代でしたか、UNCTADの會議が開かれて、共通基金全般に關してはこれなかなかわずかしい問題がある。しかし、個々の問題に關してはケース・バイ・ケースで積極的にそれに対応していきたいというふうな趣旨で、ところがあのときは、ココアの基金でふうなことで、態度を表明されるかどうかで問題になつておつた時期だつたと思ひます。

も、あのときでも一応この問題が重要だから個々のケースについては積極的に対応していきたいという事態があらうながら、しかし今日の會議でもまだ詳細に検討する用意を表明しただけで何ら態度が表明されていないということになります。積極的なこの問題には解決するために努力をするんだという所信表明が繰り返されておつても現実には進んでいない。これはやはり、そういうほかの國々からはきわめて日本というのは消極的に映るということに結果的にはならざるを得ないんじゃないかと思ひますが、この点はどうなんでしょう。

○政府委員(賀陽治憲君) ただいま先生から非常に鋭い御指摘があつたのでございしますが、私も、共通基金に關して申し上げれば、恐らく一次産品の大輸入國としての日本という立場につきましては、何人も否定できないという点がございまして、で、恐らく共通基金に対する対応ぶりについては、開発途上國の間にも日本のやや特殊な立場というものの理解はある程度あるものと思ひます。それから、米國が日本より先に進んでおるので

はないかという御指摘があつたわけでございしますが、私が村上參事官等から承知しておる限りにおきましては、そういうことはございせん、アメリカは總論的な前向きな姿勢を打ち出していることは事実でございますけれども、個別分野においてはまだ何ら結論を得ていないというのが実情のように聞いております。

○立木洋君 私は、いまアメリカの方が進んでおるのではないかという評価をアメリカの態度に下したわけではありせん。アメリカはこう言つておるといふことを報道で述べただけですから。もちろんアメリカと日本の場合には貿易条件が違ひますし、それぞれの産業のあり方も違ひますから、これはそれなりの対応しているつもりでは毛頭ないわけで、しかし、いまの状態の中で國際的な貿易のあり方全体をやつたりもつと、先ほど大臣が一番最初におつちやつたように、真剣に考えてみないといけない時期に私は來ていると思ひます。このことを、まあ時間がきわめて短いものですから内容的には具体的な例を差してはさんで述べたわけにはいかなかつたわけでございまして、この問題については、さらに再び、何だ日本はどうしているんだというふうな、いわゆる國際的な消極的な対応と見られないような、積極的な対応を日本としてもやはりやるべきだということをこの問題に關しては最後に要望しておきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(鳩山威一郎君) この南北問題、特に一次産品の問題につきましては、総理も施政方針演説で触れられましたし、私も所信の表明で一次産品問題に取り組むという姿勢は明らかにしておるところでございます。それとともに、共通基金の問題になりますと方法論にいきなり入つてしまつたので、これに対する対応の仕方、個別の一次産品の、これは最近の經濟の変動に際しまして一次産品価格が非常に變動をして、一次産品產出國が非常に經濟的な危機に陥るというような問題を回避するためにいかなる措置をとるべきか、こ

これは真剣に検討しなければならぬ。それに対する資金的な枠組みをどうするかということにつきまして、これは具体的な方法論に入りますので、この点はやはり真剣に検討をして、つくり出す以上は日本の利益にも沿うようなものでありたいと、こう思いますので、なお検討を続けさせていただきます。

○立木洋君 これでの質問は終わりますが、昨日行いました万国著作権条約の問題でちょっと最後にお尋ねしておきたいんですが、私が質問した内容については、おおむねの点については村田さんや村上さんにお聞きいただけたと思うんですが、実際上万国著作権条約が実際に施行される、これはいいわけですが、しかし、国内的にはいろいろなまだ解決しなければならぬ問題点が多々あるというふうな点を私は前回述べたわけですが、ですから外務省としては、いわゆる条約としては批准したからもうこれで終わりだということではなくて、積極的に文化庁等との連絡もとりに、条約の完全な実施が行われるように、外務省としても当然責任ある立場をとっていただきたいということなんですから、その点についての大臣のお話を……

○國務大臣(鳩山威一郎君) 御指摘はまことにそのとおりでございます。何分専門的な問題でございますので、やはり文部省、文化庁の方にいろいろお願いをしなきゃならない事項が多いと思いますが、外務省といたしまして、条約の責任官庁といたしまして、今後の運用につきまして文部省とよく連絡をとりながら適正な条約の施行に努力をいたしたいと、こう思います。

○立木洋君 それからもう一点。
この間村上さんから御説明いただいたんですけれども、いわゆるローマ条約ですね、実演家の問題やレコードの問題、レコードの件に関しては文化庁の方でこれは積極的に批准してほしいと、外務省の方としても文化庁とよく相談をして検討したいというお話だったんですけれども、これはレ

コードの問題だけじゃなくて、実演家の方の問題も含めて、この問題について外務省としてどういうふうにお考えになっているかということをお願いしてお尋ねしておきたいと思ひます。

○國務大臣(鳩山威一郎君) 私も、最近レコードにつきましてはいろいろな措置が、レコードにつきましましては前向きに条約を批准する方向でいろいろ努力が進んでおりますが、その他実演家あるいは放送関係の問題につきましてこれから検討いたします。文部省とも十分連絡をとりながら努力をさせていただきますと思ひます。

○委員長(寺本広作君) 他に御発言もないようですから、質疑は結局したものと認めます。
四件の採決は本日午後行ふことといたします。
午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(寺本広作君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

まず、国際農業開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件
及び、国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案(いずれも衆議院送付)

以上二件を便宜一括して議題といたします。
これより両件の質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○戸叶武君 一九七〇年代は激動変革の時代だといふことをかねがね予想しておりましたが、やはりニクソン・ショックなりあるいはドルショックよりも大きなショックは、一九七三年末の石油ショックが最大のショックであったと思うのであります。

この衝撃を受けて一番苦難の道を歩いたのは、石油産出国でない発展途上国の飢餓状態を打開するために必要な外資というものが得られないうどん底に陥つたときだと思ひます。そのときに、一九七四年十一月にローマで開催された世界

食糧会議というものは、この石油ショックの傷、発展途上国の惨めさ、それをどうやって救わなければならないかという点から問題の転換がなされ、特に発展途上国として苦難の道を歩んできたが、石油の開発によって非常な富をつくり上げた石油産出国も、この石油の出ない国々に対して何とかしてやはり助力をするようにしなければならぬ、そういう考え方が芽ばえしてきました。その間に、いままでも石油とかエネルギー資源とか食糧を戦略物資というふうな規定づけて、一九七〇年代の初頭から外交の裏づけとしての、力としての資源として用いようとしていたキッシンジャーさんあたりも、この時代の困難を打開するためには、やはりこの際国際農業開発基金のようなものを設けて、そうしてこれを救わなければならないというところから大きな外交転換をしたと思ひます。

そういう意味において、この国際農業開発基金を設立する協定の締結にまで至った三回を経ての閣内国会合での起草作業、それが一九七六年六月国際農業開発基金を設立するための国際会議において採択されたということは非常な意義があると思ひます。

ところが、そういうプロセスを経てきたにしても、いまこれをわれわれが積極的に支持していかなければならない立場にあります。あるがままの現実はどうなっているのか。一番最初にこの問題を持ち出した石油産出国の問題の取り組みはその後においてどうなっているか、また、アメリカ、西ドイツ、日本というような国が積極的に資金を出そうというところまできているが、それはそれとして、この飢餓に悩んでいる、貧困に苦悩している発展途上国が、みずからの自覚によって、他国の援助を得ながらも自分たちの運命を開いていこうという積極的な意図がどこかの国々において具体的にあらわれているかどうか、そういうことをまず第一に外務省の方から承りたいと思ひます。外務大臣できるならば御答弁を願ひます。

○國務大臣(鳩山威一郎君) ただいま戸叶先生のおっしゃいましたとおりの経過でこの国際農業開発基金の設立の協定が採択されたわけで、私も、私どもといたしましては産油国と先進国、また油を産出しない発展途上国、この三者の協力によりましてこのような協定ができましたことを高く評価するものでございます。わが国といたしましてはこの趣旨には賛成をいたしておるわけでございますが、その後の動きにつきましては政府委員からお答え申し上げますけれども、各国ともこの機関の設立につきましては熱心に協力をいたしておるというように聞いております。

なお、政府委員から補足をさせていただきます。

○説明員(村上和夫君) ただいま大臣の方からお話のあったとおりでございますが、さらに若干詳細に御説明させていただきますと、当初、一九七四年にキッシンジャーが呼びかけまして、世界食糧会議というローマで会議が開かれて、その場で産油国、主としてサウジアラビア、アルジェリア、ベネズエラ、イランといった国がイニシアチブをとりましてこの国際農業開発基金ができた上がついていっていただけたわけで、当初は、産油国が一九七三年の秋以来石油の関係を外貨を蓄積して、それを何とかして開発問題に充ててほしいという先進国側の非常に強い希望がございまして、いろいろの折衝の結果、産油国全体で四億三千五百五十万ドルを現在国際農業開発基金に拠出誓約をしているわけでございます。全体の規模が十億米ドルを若干上回る程度でございますので、ほぼ産油国だけで半分近い分を負担するという意味で、非常に産油国も熱心にこの問題を考へていっているというふうに判断していいかと考へておる次第でございます。

○戸叶武君 産油国で一番資金を多く拠出していらっしゃるはどこですか。

○説明員(村上和夫君) イランでございます。一億二千四百七十五万ドル、その次がサウジアラビアの一億五百五十万ドルでございます。

いうふうを利用していただければ非常にありがたいと、こういうふうな思っております。

あと、インドの例なども用意してございますけれども、時間がございませんで省略させていただきますかと思ひます。

○戸叶武君 いま具体的な御提言がありましたように、日本の近代化発展の中における農業における進歩の面を、中国並びにアメリカにおいては相当詳細に研究しておるのであります。中国の権威ある革命家の人が、中国の革命における国家統一において一番大きな効果というものは、国の責任において品種改良というものが十分でできるといふこと、中国は膨大な国であるが、南北にそれぞれ地域によって異なった作物ができるが、それを国が統一されると、軍閥等が矯矯していて流通を阻害した面が排除されて、そうして物がスムーズに交換されていくから、そこに中国の統一というものによって近代国家への発展の大きな足がかりをつくるかと言つていまして、その人のデータによると、日本が日清戦争の時分から第一次世界戦争のころまで、品種改良だけで米は主として三倍もの収穫を得ている。やはり日本における品種改良の実績というものを中国では学ばなければならぬということ率直に言つておりました。

また最近において、私は一九六〇年に安保闘争のさなかに团长で北京を訪れましたが、そのときにもあの大躍進の中にいろいろな矛盾が含まれていて、あからさまに私は指摘したんですが、あの製鉄関係の土壌なんかは、ああいうやり方では成果はおさめられない、むだが多い。それから農村におけるデモンストレーションとしての人海作戦というものは、朝鮮問題に南下したときの人海作戦のようなまねごとではだめなんじゃないか。もっと新たな発想が生まれなければならぬ。そんな感じが言つて問題を指摘しておきました。その後、中国においてもずいぶん変化の跡が見られております。私は、いま農林省の方から発言がありましたように、やはり後進的な地域の人たちを指導する場合には、センターを設けて、し

かも、モデル農場なり何なり具体的事実を示して、それによつて、それから習得してもらうようなきつかけをつくるのが大切なんじゃないか。

やはり、いままでのような売らんかゝ式の商業主義的なやり方ではなくて、そういう手心を加えた一つの施策がなければだめなんじゃないか。特に私は、いま海外経済協力の総裁をやっている法眼君がもつと若いときにロサンゼルスとアメリカから招かれてカリフォルニア州の農業、米の生産並びに蔬菜類、果樹類の栽培、及びニューデイル以後におけるアメリカ農業の転換、インディアナ、ミシガン、イリノイというところの農場を持つていたところの大学にいろいろなデータ探しに行つたことがありますが、アメリカ農業で画期的な転換はニューデイル以後で、日本の水稲は水の中に入つて米を植えるなんていう非常なブリティッシュな農業をやつていて、非常に軽視していたのが、そうじゃない。水を砂漠へ入れても緑地ができる。やはり水と土壌、太陽光線の受けとめ方、そういうものの中に、日本の特に肥料におけるバクテリアの研究、日本の納豆菌、豆腐、そういうものまで研究して、アメリカではどうしてそういうものを探したかという、日本の諸大学から来るレポートをやはり検討して、それを直ちに実験に移し、カナダの農民にまで呼びかけて、土地を持つている人たちが幾らづつかの金を出して、そうして大学と連携して農業の進歩を図るという方式をやつてきたんです。

ところが日本の、私も宇都宮大学の、農業関係が主として発達した大学の政治学の先生もやつておりましたが、日本の学問は生きてないです。これはやはり、みずから農場を持ち、そして生産に従事しているところの農民と語り合つて、そこで研究し実験したものを実行し、そうしてその結果を報告するというような、アメリカの北部の諸大学とカナダの農民たちでやつていような一つのトレーニングを行わなければだめだと思つて、日本の本場に悲劇は、教育の場の荒廃と政治の場

の荒廃で、政治はさうさうしいやつがはつたりをもち、そして米をつくれ、減反だ——まるで何を言つてゐるかわからないようなことがある。そういうふうな暴走しているならばそれが政治家だとおのづから錯覚して、その被害は田中さんの被害よりも私は今日の政治の被害が農業に及ぼす影響というのは非常に大きいと思ふんです。

それだけに私は、農林省や外務省がもつとしっかりして、国際的な視野の上に立つて日本のいままで蓄積されたところの経験なり技術をほかの国に生かすということを考えてもらわなくちゃならないんで、私はやはり、いまブルガリアのソフィアにも、そのホテルオータニとの結びつきによつて、五十億以上も金を出してホテルがつくられますが、ああいういろいろなホテルの概念も、いままでのようなホテルの概念じゃなくて、そこが習うところにもされる、日本の本場に文化センターになつて大使館をバックアップしていくような、変な概念的イデオロギーやスパイ的な思われような情報キャッチよりも、そういう形によつて民心を得ていくということが一番必要なんじゃないか。日本の外交の大きな質的転換はそういうところに出てくるんじゃないかと思つて、こういう問題を、産油国がみずからの富を独占するのじゃなくて、もつと気の毒な人たちのために金を出そう、先進国にも働きかけてこれを見習わせたこの善意の行為ですが、この善意の行為の中に本心に魂を入れることができるのは、百年足らずの間に先進国の仲間入りをすることができた日本人の持つてゐる、これが日本民族のエネルギーの源泉である、それを私は諸国に与えていくのが日本の農業技術者の役割であり、また外務省というのにも、いままでのような鹿鳴館時代からの流れをくんできたようなとかく外交でなく、もつと泥臭い、一つのその国々の人々の心から取るような外交をこれをつけに展開しないと、仏つて魂入れずになるのじゃないかと思つて、このことに対してはひとつ外務大臣並びに、

金を生かして使うことをもつと積極的に考えないと外務省がいじけた構想しか出ないから、少し大蔵省あたりはどしどしいいことにはこの機会を範として金を出すように、貧乏臭い萎縮した外交の中からは何も生まれません。もう戦争と暴力革命の時代は去つたんです。もつと生きたところに金を使って、戦争を経なければ収め得られないような妄念を払つて一つの積極的な外交を展開してもらいたいと思つて、ひとつ外務大臣並びに金の方を年じゅう出し流る傾向がある大蔵省の方から話を承りたいと思ひます。

○国務大臣(鳩山威一郎君) 石油危機を契機としたしまして、石油資源、あらゆる資源の問題が非常にクローズアップされて、また、食糧の危機的な状態を招来したということから食糧問題、特に主要食糧の増産のために努力をしなければならぬ、こういった世界的な問題としてとらえられてまいつたわけでございまして、ただいま御指摘のありましたように、非常に人口増加率の高い地帯におきましてまた食糧が欠乏して、こういう事態でありますので、日本の農業というものは古来から非常に集約的な農業である。したがって、人口が非常に多い地帯におきます農業にはこの日本の農業が一番適しているのだと、アメリカ式の農業、小人数で大量な生産を上げるような農業よりも、むしろこの日本式な農業が必要であるという言ひが言われ出しておると思ひます。

先般、ワシントンで世銀の総裁にお目にかかりましたときも、日本の農業というものがいまこれから非常に見直されなければならないという言ひなこともおつしやつておりました。そういうときでありますから、米作中心の日本の耕作技術というものが、これはやはりひとり日本のみならず、世界の食糧不足に悩む国々に対しましてこの技術援助の手を差し伸べていくということは、これは大変必要なことであり重要な仕事である。今後ますます技術協力の面で格段の努力をいたすべきだと思ひまして、その方向に努力をさしていただ

○説明員(渡辺青一君) 私は実は財政関係の担当でございますので、先生の御要望にお答えするあるいは立場にないのかも知れません。逆に、先生と同様に農業を初めとする経済協力に對してもつと金をどんどん出せと要求をするような立場におるわけでございます。ただ、大蔵省全般といたしましても当然出すべきところには金は出ます。出す以上は、それが生きて有効に使われるような出し方をしたいということは当然のことでございます。今回の国際経済協力基金につきましても、いろいろ過程におきましては、本当に出した金が有効に生きるように使われるような機関であるかないかというふうなことは慎重に検討をいたしてまいったわけでございますが、国際のコンセンサスができて、いよいよ設立ということが決まった以上は、積極的にこれに参加をするということで予算に応じたわけでございます。

なお、この国際農業開発基金以外におきましても、特に農業関係の経済協力につきましてはいろいろな面で特別の配慮をいたしておるわけでございます。

特にこの際申し上げたいと思いますのは、東南アジアを中心としたします賠償とか準賠償というふうな無償の経済協力がことをもって終わるわけでございます。そういう意味で無償経済協力、特に東南アジアその他の地域に対します無償経済協力につきましては、この際新たな観点から今後どういうふうに進めていくかということを考えなければならぬ転換期に来ておるということでございまして、その転換期をとらえまして、今年度から新たに食糧増産援助という無償協力を始めることにいたしましたわけでございます。これは金額で六十億円計上いたしておりますが、主として肥料とか農薬その他農機具等の食糧増産に直接役立つような、そういう物資を無償で供与し、それとわが国の技術協力、あるいはアジア開銀その他国際機関の援助、そういうものをうまく組み合わせ、それで先ほど来大臣以下申し上げてきましたよう

な、その地域地域にあったやり方、そういう農業を育てていくのに役立てたいと、こういうことを考えたわけでございます。初年度でございますので、まだ金額はさほどの金額ではございませんが、これを新たな芽として今後育てていきたい、こういうふうに考えたわけでございます。

なお、農業関係を含まして技術者の派遣であるとか研修員の受け入れであるとか、その他もろもろの細かい予算項目についても今年度はかなり配慮をいたしておるといふように聞いておるわけでございます。

○戸川武君 日本の東南アジアにおける賠償とい
いますか、そういうようなことがとして終わっ
て、そして新たな観点から転換しなければならな
いというときに来たと言いますが、外交が、私た
ちは核拡散防止条約批准に踏み込んだ段階から、
日本の保守党も革新政党と称するものも、もつと
外交面において政党政派を乗り越えて一つの国策

を持たないと、やはりこれは日本の国が私たちは危ないと思つて、やるならば徹底的に、戦争はしないという平和憲法の精神を体して、そうして刀や鉄砲や原爆なんかでこけおどかしをしないで、各地の人たちと接触して、そのプラスになるような面を積み重ねなければならぬというように踏み切つたんで、その意味においては私は画期的なあれが日本外交における一つの転換の指針になったと思ふんで。問題は、方向づけだけを行つてその裏づけがなけりゃ、日本人は要領がよくて人の顔を見ては調子のいいことを言つてやる民族だからというふうにないがしろにされていますけれど、私は本当は、たとえばソ連とポーランドの国境線においてでも、むずかしい領土問題の解決はなくても、草は生えているんです、穀物は実るんです。そういう地帯でも、もう少し平和的な農業技術者が入つて、そうして穀物をつくるなり牧畜をやるなり飼料をつくるなり、そういうことをやっていく方が、変な民族的な緊張感をもつてとがつた關係をつくつていくのよりも、そのグリーンベルトが平和のベルトになつていくんじゃない

が腰抜かすような提案を日本はやつたらいいんです。人におどかさされてばかりいて受け身の外交じゃなくて、やはり場合によつたらあの樺太や千島以北は日本で買いましようというぐらいな大きな腹を決めて、それから中国との關係は非常に緊張しているようだが、中国に行つてもいまのままじゃ簡単に話は通じないようだけれども、ソ連側のあの防備の壁を、万里の長城に等しいようなものを黒竜江の沿岸に築くことよりも、あそこへ日本人を入れて、技術者を入れて、ソ連の人でも働かざる者は食うなというスローガンだったが、このごろ官僚が多くなつてしまつたけれども、こういう土地で武裝するんじゃないくて、やはり花を咲かせたり食べ物をつくらせたりするグリーンベルトの地帯を日本に任せてくれ、国連もこれに協力してくれ。第一にソ連と日本でそのモデルをつくつてみようじゃないかぐらいのことを言えば、

なかなか頑冥不靈なソ連であっても、一度はやはり耳を傾けてくるような場合があると思うんです。そういうことを少し、ないから何もできないと大蔵省ばかり頼っていないで、素面素手で相手をはれさせるような手を考えなけりや、なけりやないなりのやはり創意というものが躍動しなけりや、日本のような資源のない国においてはやはりはかに手がないと思うんです。

どうぞそういう意味において、積極的に食い込んで、変なけちな考えを持っていたら、もうレーニンなんというのは偉いやつで、スパイを使うんなら二重スパイを使え。やっぱり向こうの本当な情報はおつちの情報も流してやらなけりゃいい情報は持ってこない、これだけの雄大な考え方を持っているから、スパイだなんてつまらぬ三下を追い回さないで、そうして雄大な一つの変革を企図したんですけれども、どうぞ、鳩山さんはかえってくされ因縁がないだけに思ひ切ったことを——おとなしい人が大胆なことをやり出すと何をしてかすかわからないから、いままで余りおとなし過ぎたんだから、突拍子もないひとつ外交転換をや

そうして、きょうもニューギニアの、十年目に、ある大使と懇意だから呼ばれて行つたんですが、日光の東照宮の馬が二十五年で老いばれちゃつたから今度は白馬を贈つてくれるという、白馬というのは大体アラビアあたりからイギリスへ行つて、イギリスから植民地のニュージラランドです、ニュージラランドあたりへ送られたんでしようが、中国だつて洛陽のそばの白馬寺なんというのは、あの西域からシルクロードをたどつて仏典があとこへ運ばれたんで、もういろいろなところから變なかつこうでとにかくいろいろなものが流れ込むんだから、これは馬とはうまいことを考えたなと思つて私も感心したんですけれども、やはり政治はチャーチルが言つたようにドラマなんだから、おもしろくなければ観客ははずまないんだから、いまのような變な權謀術策に明け暮れているアメリカ人でもソ連人でもびびりするよう

なやは一つの外交をやつてもらひたい。

ついでに、調子に乗つてしゃべりますけれども、外務省なり国会なりがオーケストラぐらいも持つて、昔の中世紀のちびけな国の王様よりは少しかつこうつけて、一緒に、開院式なんか決まり切つたような文句を朗読しないで、オーケストラでもやつて、みんなして感心しているようなやはり恍惚境をつくらなくちゃならない。外交の中

にも、どうぞそういう意味において、この問題に關連して便乗して物を言うんですが、ひとつ質的な外交転換をやってください。そうすればきっと、もう農林省も大蔵省も金出したくてしょうがなかったようですから、今度は面白い外交だ、どんどん出そうということになるから、ひとつこれをきっかけに、これを足がかりにして前進していただくことを期待する次第であります。

○委員長(寺本広作君) 何かお答えがありますか。

○戸叶武君 何か手ごたえがあったら……。鳩山さん。

○國務大臣(鳩山威一郎君)　ただいま戸叶先生か

ら貴重な御意見を伺いまして、ありがとうございます。これからの外交に臨む姿勢におきまして、戸叶先生の御趣旨をよく体しまして努力をさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

○委員長(寺本広作君) 両件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員長(寺本広作君) 次に、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件(子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件)

税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件及び、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件(いずれも本院先議)

以上四件を便宜一括して議題とし、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、子に対する扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、税関における物品の評価に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第百三十九号)の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、四件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会